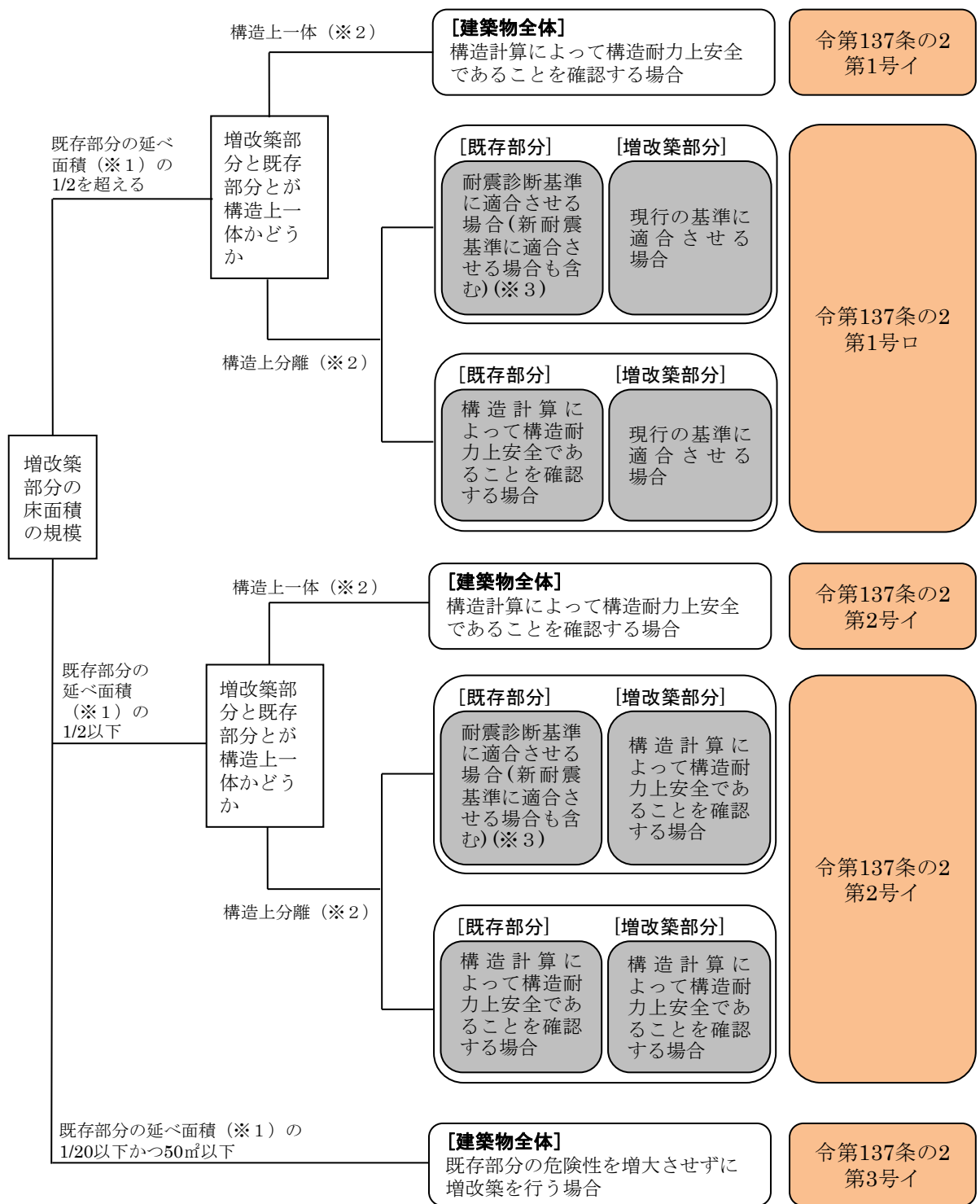


構造耐力規定の制限の緩和（一般建築物）



※1 既存部分の延べ面積とは、基準時における延べ面積。基準時とは、構造耐力関係規定が改正されたことにより、改正前は適法であった建築物が改正後の同規定に適合しなくなった時点をいう。

※2 「構造上一体」とは、増改築部分と、既存部分を構造上分離せずに増改築を行うものをいい、「構造上分離」とは、新たにエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法を設けることにより、建築物を構造上二以上の部分に分けて増改築を行うものをいう。なお、基礎、土台、柱や横架材など増築部分の構造上主要な部分が独立して施工されており、相互に応力が伝わらないことが明らかな場合には、構造上分離されていると扱うことができる。

※3 「新耐震基準」以降に建築された建築物は、原則として耐震診断や改修は不要。

※4 小規模な木造住宅等については構造計算を要しない別途の規制緩和がある。

※5 このほか小規模な木造住宅等の基礎の補強の基準がある。（既存部分の延べ面積の1/2以下）